憲法違反でしょ！ 後期高齢者医療制度

私たちの主張・審査請求理由

●本人の承諾なく、保険料の年金天引きは不当である！
●今までの保険から強制的に脱退させられるのは不当である！
●75歳で医療差別や全員から保険料を徴収するのは不当！
●無年金、低年金の人から保険料を徴収するのは不当！

請求は、処分を知った翌日から60日以内が期限だから、急いで5月中に出さなくちゃ

「審査請求」(不服申立)は国民の権利

行政の行った決定（処分と言う）に納得できない時、その処分取り消しを求めることができます。行政の処分や権力の行使に対し、違法・不当性を主張し、不服申立てをする道が権利として行政不服審査法で保障されています。

審査請求を行うことで、行政から不利益を受けることはありません。

後期高齢者医療制度にも「後期高齢者医療審査会」というのがあり、私たちはこの制度の不当性を主張して審査請求を行います。

この制度の不当性をアピールし、制度の廃止にもつながる運動

今回の審査請求の目的は、①行政に対しこの制度の不当性と不利益を受けたことを訴える、②多くの人が請求を行うことで制度の不当性を社会的にアピールし、制度を中止・廃止に向けていくことです。

全国でも続々と請求が行われており、さらに世論が高まれば、制度廃止は決して不可能ではありません。決まったこととあきらめず、あなたの怒りを表明し、行政に不服申立をしましょう。

「後期高齢者」の保険証を持っている人ならほとんどができます

４月に「後期高齢者医療制度」に強制的に移行させられ、保険証が送られて来た人は、ほとんどの人ができます。

※保険料を天引きされた人と、されていない人は別の請求用紙を使います。

●審査請求書には住所・氏名・生年月日・保険番号の記載と捺印が必要です。その他添付書類（保険料の決定通知書や保険証のコピー）が必要です。ただし、添付できなくても請求書を出せます。

●審査請求は後期高齢者審査会（北海道庁の国保課が事務局）へ提出します。本人が提出しても、代理人に委任しても結構です。（郵送もできます）

※保険証にかかわる請求は証が届いた日からなので、提出期限が早くなります。

後期高齢者医療制度に怒る道民の会

札幌市北区北14条西3丁目8-3 北海道社保協内　電話011-758-2648 FAX011-758-4666

後期高齢者医療制度への怒りを「不服審査請求」で表明しましょう！